


F A X : 03-5777-9781

- ・ご記入に際しては、文字の読み取りやすい黒色ボールペンでご記入ください。
- ・この『登録申請書』ファイルは、PCでの入力が可能です（文字数がオーバーする場合は手書きで補足してください）。
- ・用紙に必要事項をご記入いただきましたら（PC入力の場合はプリントアウトしていただき）、お手数ですが、必ずご捺印の上、承諾事項書とあわせてFAXにてお送りください。

小型充電式電池 産業廃棄物広域認定「排出者」登録申請書

※未記入がある場合は登録作業に支障がでますので、必ず全ての項目にご記入ください。

記入日	(西暦) 2020 年 5 月 19 日	
排出者 登録申請者 ゴム印などでの 一括記入は不可	法人・団体名	正式名を記入 有限会社ユタカ商会
	事業所・店名	
	部門・部署名	代表取締役 豊島 拓郎
	住所	〒 857-0852 都道府県 長崎県 市郡 佐世保市 区町村 干尽町
		丁目番地 5番 3号
	電話番号	(0956) - (22) - (6236) FAX (0956) - (22) - (9141)
	Eメール	yutaka@awa.bbq.jp
担当者名	代表取締役 豊島 拓郎  承諾事項ご確認の上、ご捺印ください	
主な業容	<input type="checkbox"/> 11小型充電式電池の製造 <input type="checkbox"/> 13小型充電式電池・機器の輸入 <input type="checkbox"/> 25小型充電式電池・機器リース・通販 <input type="checkbox"/> 12その他製品の製造 <input type="checkbox"/> 14その他製品の輸入 <input type="checkbox"/> 26その他製品リース・通販 <input type="checkbox"/> 21小型充電式電池・機器の卸 <input type="checkbox"/> 23小型充電式電池・機器の小売 <input type="checkbox"/> 22その他製品の卸 <input type="checkbox"/> 24その他製品の小売 <input type="checkbox"/> 23,24小売選択の方は右記該当項目にチェック <input type="checkbox"/> 31運輸（鉄道・航空・陸運等） <input type="checkbox"/> 51官公庁（省庁・警察・自衛隊・公共団体） <input type="checkbox"/> 全国電機商業組合 <input type="checkbox"/> 32公共施設（美術館・公民館・図書館等） <input type="checkbox"/> 52自治体（清掃局・清掃センター） <input type="checkbox"/> D I Y協会 <input type="checkbox"/> 33エネルギー（ガス・電気） <input type="checkbox"/> 54教育委員会（小中高大・専門学校） <input type="checkbox"/> 電器店 <input type="checkbox"/> 34通信（電話・無線・郵便） <input checked="" type="checkbox"/> 61設備工事（電気設備・ビルメンテ・防災・建設） <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> 35マスメディア（新聞・放送・広告等） <input type="checkbox"/> 71サービス（警備・金融・ホテル旅館・飲食） <input type="checkbox"/> ホームセンター <input type="checkbox"/> 41医療施設（病院・介護等） <input type="checkbox"/> 81廃棄物（収集運搬・処分） <input type="checkbox"/> 自転車店 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他	
※本社など、一括管理の担当部署がございましたら、ご担当者様をご記入ください。		
部署名	代表取締役 豊島 拓郎 電話番号 (0956) - (22) - (6236)	
担当者名	Eメールアドレス yutaka@awa.bbq.jp	
回収希望電池の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 1防災設備（非常灯・誘導灯・火災報知器・非常用放送設備・エレベータ非常電源・自動シャッター等） <input type="checkbox"/> 2家電・撮影機器（ビデオカメラ等撮影機器・掃除機・ヘッドホンステレオ・デジタルカメラ・シェーバー・電動歯ブラシ等） <input type="checkbox"/> 3情報通信（パソコン・プリンター・ファクシミリ・PDA・無線機・コードレスホン・発券・検診機器等） <input type="checkbox"/> 4工具（電動工具） <input type="checkbox"/> 6計測・医療（テスター・温度計・マッサージ機・医療器・電動椅子） <input type="checkbox"/> 5自転車（電動アシスト自転車） <input type="checkbox"/> 7玩具（ゲーム・模型・ラジオ・おもちゃ等）	
自治体廃棄物を回収している方	<input type="checkbox"/> 00自治体・廃棄物関係	
JBRCホームページで検索する排出場所登録（対象:店舗）	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	

JBRC
記入欄

※控えは必ず保管してください。

登録のきっかけをお知らせください。

- 1 JBRCホームページ
 2 JBRCのパフレット、チラシなど
 3 展示会
 4 広告
 5 知人等からの紹介

産業廃棄物広域認定の「排出者」としてご登録申請いただく際の

承諾事項書

小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)の再資源化処理を希望する事業者等は、『登録申請書』の一般社団法人 JBRC (以下、JBRC と記載)への提出をもって、本書記載の各事項を確認・承諾の上、JBRC に再資源化処理業務を委託すると共に JBRC の「排出者」として登録することに同意します。

- JBRC は、小型充電式電池の回収及び再資源化処理について、環境大臣より廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 3 第 1 項に基づく産業廃棄物広域認定を取得している。
 - 認定番号: 第 39 号 ● 認定取得者: 一般社団法人 JBRC (東京都港区芝公園 3-5-8)
 - 認定証 : JBRC ホームページの排出者専用サイト内に掲載
- 処理の再委託:
排出者は、3 項に定める回収対象電池の運搬及び処理について、JBRC が 4 項及び 5 項に記載した運送会社及び再資源化処理会社に再委託することを承諾する。なお、JBRC は委託を受けた回収対象電池を収集運搬中及び積替え保管場所で他の排出者からの委託品と混合することはしない。
- 回収対象電池: JBRC 会員が国内に販売し、廃棄物となった下記の電池。
 - ニカド電池 ● ニッケル水素電池 ● リチウムイオン電池 ● 対象電池が産業廃棄物の場合の種類: 金属くず等
- 運搬会社: JBRC ホームページの排出者専用サイト内に掲載。
- 再資源化処理会社: JBRC ホームページの排出者専用サイト内に掲載。
- 積替保管場所: JBRC ホームページの排出者専用サイト内に掲載、保管できる産業廃棄物の種類: 上記 3 項に記載、保管上限: 12,000kg
- 最終処分場所(広域認定範囲外): JBRC ホームページの排出者専用サイト内に掲載。
- 回収単位: JBRC が送付した金属缶[リサイクル BOX 缶(満杯)、ペール缶(10kg~20kg)]単位とする。金属缶は JBRC ホームページの排出者専用サイトまたは電話で JBRC に依頼する。極めて大量の電池がある場合、JBRC の事前了解を得た上でドラム缶を使用できる。
- 費用: 本承諾事項書に従った回収対象電池の回収費用及び再資源化処理費用は「資源有効利用促進法」に基づき、原則として JBRC が負担する。
- 回収手順:
 - 排出者は、回収対象電池が 10kg 以上貯まった場合(20kg を上限とする)、またはリサイクル BOX 缶が満杯になった場合、次の各事項を遵守して梱包を行う。
 - 回収依頼する電池が回収対象電池(ニカド電池、ニッケル水素電池及びリチウムイオン電池)のみであることを確認する。
 - 発熱・発火の恐れがあるので、次の安全措置を遵守したうえで回収対象電池を梱包する。
 - ・プラスチックケースやプラスチックチューブ等で被覆されている電池パックは解体しない。
 - ・解体された電池パック、破損した電池パック、解体により取出された電池及びその部品は、回収できないので、絶対に入れない。
 - ・リード線や金属端子、およびコネクターは、絶縁用ビニールテープ等で必ず 1 本ずつ絶縁した後に絶縁部分を必ず別々の位置に固定する。
 - ・雨水にさらされたり、液体(水など)で濡れている電池パックは回収できないので、絶対に入れない。
 - ・金属缶の梱包は電池をポリ袋に入れ電池がポリ袋内で動かないように開口部をテープ等で止め梱包する。
 - 回収対象電池を種類別に分けて、梱包を行う。ただし、リサイクル BOX 缶の場合は、種類分けは不要とする。
 - 排出者は、上記(1)の措置を適切に実施したことを確認後、JBRC ホームページの排出者専用サイトもしくは電話により、回収対象電池の種類、荷姿、梱包数を特定して、JBRC に回収依頼を行う。なお、万一排出者にて回収依頼内容の変更が生じたときは、速やかに JBRC へ届出る。
 - JBRC は、回収依頼を受けた梱包荷物について、上記(1)が遵守されていない状況が確認された場合は、排出者登録を一時停止、または排出者登録の取消しを行う場合がある。
 - JBRC は、回収依頼受付後、運搬会社に依頼し、回収依頼荷物を引取り、再資源化処理会社に搬入し再資源化処理を実施する。
回収依頼荷物の引取り場所は、登録申請書の住所とする。
 - 再資源化処理会社にて検収した小型充電式電池の種類と回収重量(処理重量)は、JBRC ホームページの排出者専用サイトを通じて排出者に伝達される。
 - 回収対象電池の予想される処理終了日は JBRC ホームページの排出者専用サイト内の記載の通りである。災害その他の理由で現実の処理終了日が変更される場合、JBRC は排出者に通知する。
- 排出者が再資源化処理会社に回収対象電池、またはその他の荷物を直接送付した場合は、JBRC の取扱いにはならない。この場合、全ての責任と費用は排出者が負担する。
- 排出者が回収対象電池でないものを含む梱包荷物の回収依頼を行った場合、JBRC は回収対象電池でないものを運賃は排出者負担で、排出者に返送することができる。
- 回収対象電池の所有権は、運搬会社に引渡した時点で排出者から JBRC に移転するものとする。
- 排出者が登録を取消したい場合は、JBRC に「排出者登録取消届」を提出する。JBRC による取消届受付をもって登録の有効期間が終了する。なお、登録期間中に JBRC が回収依頼受付を行った回収対象電池は、JBRC にて再資源化処理する。
- JBRC は、排出者に反社会的勢力との関与または回収対象電池の処理委託に関して JBRC が不適切と判断する事案が認められた場合は、排出者の登録を取消することができる。なお、登録取消し前に JBRC が回収依頼受付を行った回収対象電池は、JBRC にて再資源化処理する。
- JBRC は、本承諾事項書に記載された事項について、合理的な裁量により、予告なく変更を行うことがある。変更があった場合は、JBRC は、速やかにその旨を JBRC ホームページの排出者専用サイト内に掲載して公告、または電子メールなどで排出者に通知する。
- 排出者は、「承諾事項書」、及び「排出者登録申請書」の記載内容に変更があった場合は速やかに JBRC へ連絡するものとする。
- 委託数量: 月間で回収を依頼する予定梱包数量を以下より 1 つ選び□の中にもしくは点をつけて下さい。
 - 月間予定梱包数 1 個~100 個
 - 月間予定梱包数 101 個~300 個
 - 月間予定梱包数 301 個~1000 個

内容を承諾いたしました。

20 20 年 5 月 13 日

事業者等名称(排出者名):

有限会社ユタカ商会

代表者氏名(排出者責任者名):

代表取締役 豊島 拓郎

事業者等所在地(排出者住所):

佐世保市千原町5番3号



※ご記入・捺印後、お手数ですが、『「排出者」登録申請書』とあわせて、FAX にて送付願います。

FAX 番号: 03-5777-9781